

合併に係る事後備置書類

当社は、2019年11月27日付当社取締役会決議に基づき、当社を吸収合併存続会社、株式会社ASTROBOXを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。つきましては、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の定めに従い、下記の通り吸収合併により吸収合併存続会社が承継した吸収合併消滅会社の権利義務その他の吸収合併に関する事項として法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 本合併が効力を生じた日

2020年2月1日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び新株予約権買取請求ならびに債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 差止請求

本合併につき、差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社である株式会社ASTROBOXの株主は、吸収合併存続会社である当社のみであることから、株式買取請求を行うことができる株主はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社である株式会社ASTROBOXは、新株予約権を発行しておりません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社である株式会社ASTROBOXは、2019年12月18日付の官報により、債権者に対する異議申述の公告を行うとともに、知れている債権者に対し個別の催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 差止請求

吸収合併存続会社においては、本合併は会社法796条2項に定める簡易合併に該当するため、差止請求を行うことができる株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収合併存続会社においては、本合併は会社法796条2項に定める簡易合併に該当するため、会社法797条の規定に基づく株式買取請求の手続は行っておりません。

(3) 債権者の異議

吸収合併存続会社である当社は、2019年12月18日付の官報及び電子公告により、債権者に対する異議申述の公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、吸収合併消滅会社である株式会社 ASTROBOX の権利義務全部を承継いたしました。当社が株式会社 ASTROBOX から承継した資産及び負債の、本合併の効力発生日時点における概算額は、それぞれ 142, 236, 338 円及び 66, 180, 677 円です。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別添のとおりです。

6. 吸収合併の変更の登記をした日

2020 年 2 月 3 日付で本合併による変更登記申請を行いました。

7. その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。



合 併 契 約 書

株式会社サイバーエージェント（以下、甲という。）と株式会社 ASTROBOX（以下、乙という。）は、次の通り合併に関する契約を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併し、甲は乙の権利義務の全部を承継する。

2 合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び本店は、次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号：株式会社サイバーエージェント

本店：東京都渋谷区宇田川町40番1号

(2) 吸収合併消滅会社

商号：株式会社ASTROBOX

本店：東京都渋谷区宇田川町40番1号

（合併に際して発行する株式等）

第2条 甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているので、合併に際して甲の株式を含め一切の対価を割当交付しない。

（増加すべき資本金及び準備金）

第3条 合併により増加すべき甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は次の通りとする。ただし、効力発生日における乙の資産及び負債の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(1) 資 本 金：合併により資本金は増加しないものとする。

(2) 資 本 準 備 金：合併により資本準備金は増加しないものとする。

(3) 利 益 準 備 金：合併により利益準備金は増加しないものとする。

（合併契約書の承認）

第4条 乙は、会社法第784条第1項に基づき、本契約について株主総会の承認を経ないで合併を行う。

2 甲は、会社法第796条第2項に基づき、本契約について株主総会の承認を経ないで合併を行う。

（効力発生日）

第5条 効力発生日は、2020年2月1日とする。ただし、合併手続き進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

（会社財産の引継）

第6条 乙は、2019年10月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引継ぐ。

（会社財産の管理義務）

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもってその業務執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

(従業員の引継及びその処遇)

第8条 甲は、効力発生日において、乙の従業員を引継ぐものとし、従業員に関する処遇については、別に甲乙協議の上、これを定める。

(退任取締役及び監査役の処遇)

第9条 合併に際して甲の取締役等に就任しない乙の取締役または監査役に対し、効力発生日前日までの在任期間にかかる報酬等を支給する場合は、乙の株主総会における承認を得て行うものとするほか、甲乙協議して定めるものとする。

(合併条件の変更及び合併契約の解除)

第10条 本契約締結の日から効力発生日までに、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、書面により合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、本契約の履行に必要な法令に定める関係官公庁の承認を得られないときは、その効力を失う。

(本契約に定めない事項)

第12条 本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名捺印の上、甲が原本、乙がその写しを保有する。

2019年11月27日

甲 東京都渋谷区宇田川町40番1号
株式会社サイバーエージェント
代表取締役 藤田 晋



乙 東京都渋谷区宇田川町40番1号
株式会社ASTROBOX
代表取締役 五藤 尚也

